

平成20年度第1回文化財審議会会議録

- 1 開催日時 平成20年7月14日(月) 午後3時～4時30分
- 2 開催場所 教育委員会大会議室
- 3 出席者 (委員)梅村委員、桑原委員、浅間委員、西川委員、河東委員
欠席者 (委員)金丸委員、佐野委員
(事務局)荒井部長、斉藤参事兼課長、西沢課長補佐、岡村主査長、辻主査、工藤主任
- 4 傍聴者 0人
- 5 議題
(1)古戸里神楽の指定について
(2)杉村楚人冠邸の指定候補追加について
(3)事務報告
- 7 会議の概要

<挨拶>

斉藤参事兼課長：

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。平成20年度の第1回目の文化財審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして新委員の紹介をいたします。平成19年12月1日をもって、河東義之先生に委員をお願いしています。河東先生は建築の専門家です。我孫子市の建造物関係の文化財の保護について、先生には多くの面でご指導いただけていると思っております。では、河東先生ご挨拶をお願いします。

<新任委員挨拶>

河東委員：

河東です。専門分野は建築史です。我孫子市は文化人の別荘など手賀沼周辺に近代建築が庭園と一緒に残されているので、以前から注目をしており、今後、重要な文化遺産になるだろうと思っています。私の守備範囲で保存等については考えていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

斉藤参事兼課長：

どうもありがとうございました。これからもよろしくをお願いします。それでは、次にこの4月から生涯学習部長になりました荒井のほうからご挨拶申し上げます。

荒井部長：

皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきました荒井です。私は平成16年に当時の社会教育課に異動になり、1年半ほど社会教育課で仕事をした後、生涯学習センターに移り、今年の4月にまた、こちらに戻ってまいりました。よろしくお話ししたいと思います。

(中略)

皆様のご指導よろしくお願ひいたします。

齊藤参事兼課長：

それでは資料の確認をします。本日の資料は会議次第が1部、文化財指定の諮問書の写しが1部、手賀沼文化拠点整備計画実行計画が1部、杉村楚人冠邸実測業務報告書の写しが1部、事務報告資料の計5組になっています。お手元の資料をご確認ください。

それでは1号議案の我孫子市指定文化財の指定について荒井生涯学習部長より諮問書を会長にお渡しいたします。

荒井部長：

それでは、無形民俗文化財の指定ということでよろしくお願ひします。

<1号議案審議>

梅村会長：

ただいま諮問を受けました、第1号議案ですが、お手元のほうに、古戸里神楽の指定についてという資料がありますが、それについて事務局のほうからご説明をお願ひします。

齊藤参事兼課長：

1号議案は古戸里神楽の指定についてです。この物件はすでに指定文化財候補のリストに入っております。本日、この古戸里神楽を指定文化財にいたしたく、担当のほうからご説明します。

岡村主査長：

諮問書の後ろに古戸里神楽の調書があります。本来なら、佐野先生が民俗のご専門ですのでご意見をいただくべきですが、今日はスケジュールが調整せず佐野先生は欠席です。調書については佐野先生に目を通していただき事務局で作成しました。

調書を読み上げます。

名称は古戸里神楽です。

主として保持している者若しくは団体の氏名または名称は「古戸はやし連中」、住所は我孫子市古戸になります。

行われる時期及び場所は、毎年7月23日に古戸地区に所在する、稲荷神社の祭礼で氏子たちにより行われています。また、12月には我孫子市教育委員会主催の郷土芸能祭でも一般市民を対象に演じられています。

文化財の種別は無形民俗文化財です。

適用の指定基準として風俗習慣のうち、由来、内容等において我孫子市における基盤的な生活文化の特色を示す典型的なものであるといえます。

内容についてですが、この里神楽は稲荷神社の祭礼の際に奉納されるものです。祭礼の時には山車と神輿が集落内を巡回しますが、この山車の上で演じられるのが「古戸里神楽」です。笛と太鼓に合わせて舞う神楽舞と、台詞をしゃべる面芝居があります。演目には神楽舞は「三番叟」、「大蛇退治」、「狐の種蒔」、面芝居には「天狐取り」等があります。

由来については、神楽が奉納される稲荷神社は天正7年(1579)に古戸村産土と

して創建され、文化年間(1804-1818)に遷座したと伝えられています。文献上の記録はありませんが、神社の由来から見て、社が現在地に移った江戸時代からこの里神楽は演じられてきたものと考えられます。上演は一時途絶えたものの昭和50年代に復興し、今に至っています。

所見とて、古戸里神楽は近世の農村で行われていた祭礼の形を現在までよく残しています。今でも祭礼に参加するのはほとんど古戸地区に住んでいる人たちに限られ、近世における村落の祭礼の在り方をよく残しています。演じられる神楽舞もその表現に古戸独特のものが見られます。合わせて演じられる面芝居については現在、伝承されているところはごく少数で、貴重な芸能といえます。古い形を残しつつ、独特の表現方法を併せ持つ、民俗文化財として貴重な価値を具えています。

保存上の留意事項として、古戸里神楽は古戸地区の有志による団体、「古戸はやし連中」により継承されています。近年一時、上演が途絶えたこともありましたが、今は復活しており、継承を持続するために、湖北小学校の児童に指導を行っています。現在、演じているメンバーには、かなり年輩の人が中心となっているものの中高生も参加するようになっており、民俗文化財としての位置づけを図ることによって、古戸地区の年中行事の一つとして伝えられていくことが望まれます。また、面、装束等の行事に使われるものについても保存について配慮することが必要と考えられます。調書については以上です。

斉藤参事兼課長：

それでは、ご審議のほうよろしくお願いします。

梅村会長：

それでは、古戸里神楽についてご審議いただきたいと思います。

桑原委員：

指定については賛成です。去年見たときに聞いたようにも思ったのですが、現在、里神楽を演じるはやし連中のメンバーは何人でしょう。

西沢課長補佐：

人数は二十数名だったと思います。

桑原委員：

小学生は入っていませんね。

西沢課長補佐：

入っていません。ここにありますように小学生に教えている部分と、そこから派生して中学生、高校生になってやっと、今、高校生が何人か続けている状況になります。

梅村会長：

他のところでも、せっかく指定しても継承者がいないので解除という例もありますね。

西沢課長補佐：

私どもも後継者育成が一番重要ということで、特に小学校には定期的に行って教えてもらうようお願いしています。その部分の発表ということで12月の第1

日曜日に郷土芸能祭という発表の場を設けています。今は、女性が多いのが難点といえます。女性の場合結婚して市外、県外に出て行ってしまう場合が多いので、それが難点かなと考えられますが、継承という面では何とか続けていけそうな形にはなっています。

西川委員：

伝承が一時途絶えたということですが、これは、演じることが途絶えたのであって、芝居自体は覚えている方がいらっしまったということですか。

西沢課長補佐：

そうです。稲荷神社の祭礼で奉納されなくなったということです。何年か続いたと聞いています。その中で前の世代の方になるのですが、覚えている方がいらっしまった、衣装や面などの道具も残っていたので何とかしたいということで、昭和50年代前半に面のほとんどは市が東京文化財研究所に依頼して修復しています。当時の金額で300万円くらいかかったかと記憶しています。装束のほうもだいぶ傷んでいましたけれども、地元の有志の方で出し合いながら復興しています。

その時、覚えているのは口伝えで少しずつ伝えたようです。

このあたりは十二座神楽という形で伝わっているものが多く、古戸の場合も本来もう少し演目が多かったようです。現在はもう演じることができなくなってしまうものもあるようですが、少なくとも継承はされているというのが現状です。

浅間委員：

郷土芸能祭はどこで開催されているのですか。

西沢課長補佐：

湖北地区公民館です。

浅間委員：

我孫子市内で行われているということですね。

西沢課長補佐：

そうです。

浅間委員：

途絶えたのはどのくらいの期間ですか。前の代の方が覚えているということは20年から30年くらいですか。

西沢課長補佐：

今、確かなことはいえませんが、そこまでは長くなかったかと思えます。

浅間委員：

細かいことはいいですが、ある程度は伝わっていたということですね。

西沢課長補佐：

自分たちは奉納できなくなったけれど、自分たちが亡くなってしまうと全くななくなってしまうので何とかしたいという気持ちがあったようです。

桑原委員：

私もちょっと気になったのですが、伝承が一時途絶えたという、この辺のことはもうちょっとわかる範囲で詳細を記録しておいたほうがいいと思います。ビデ

オによる記録等を行いますか。

西沢課長補佐：

郷土芸能祭については28回分記録を行っています。今後は祭礼についても指定の後には記録することを考えています。

斉藤参事兼課長：

神楽の記録はあるようですが、祭礼については無いようなので映像として残しておく、先ほどの途絶えたところについても検証しながら記録して資料として保存しておきたいと思っています。

桑原委員：

もし可能ならば答申書の中に何年ごろまで一時途絶えたけれども何人かの人の努力で復活したとかということが書き加えられるならそういう形で答申したらどうでしょうか。

西沢課長補佐：

その件については事務局で調査するというのでいかがでしょうか。詳しいことは「はやし連中」の方に確認いたします。

斉藤参事兼課長：

その辺は文章化して保存しておきます。

梅村会長：

答申の文案は事務局で検討していただき、指定文化財として指定することによってよろしいでしょうか。

委員：

異議なし。

斉藤参事兼課長：

それでは文案につきましては検討いたしまして、会長にも目を通していただくということで7月25日に教育委員会の定例会がありますので、そこで議案として提案したいと思います。

<2号議案審議>

梅村会長：

それでは2号議案に移ります。2号議案について事務局からご説明をお願いします。

斉藤参事兼課長：

2号議案杉村楚人冠邸の指定候補追加ということについて担当のほうから説明します。

辻主査：

こちらが杉村楚人冠邸、我孫子市の緑二丁目にあります。

杉村楚人冠は朝日新聞の国際的に活躍したジャーナリストで、我孫子には明治45年に別荘として最初やってきました。この後、大正12年の関東大震災の後、我孫子に移住して、ここに建物を建てて、昭和20年敗戦を聞いてから亡くなっています。当時は1万平方メートルほどの土地を持っていました。今一部は楚人冠公園となっています。

今回調査をしたのは5千平方メートルほどの土地です。建物の中身、敷地がどのような状況になっているのかという現状把握が必要だということで、昨年冬の調査しました。

3ページをご覧ください。これが杉村邸の現況図です。中には4棟の建物があります。母屋、茶室、沢の家、物置という構成になっています。メインになる母屋は大正13年に杉村楚人冠一家が我孫子に移り住んでから建てたものです。いわゆる和洋折衷型の家です。本人がコラムの中でライト式の猿真似のような住宅と書いています。玄関を入れて右側にフローリングの床でマントルピースを持つ書斎兼応接間のような部屋があります。そして奥のように和室があるという、和洋折衷の建て方です。

書庫には大量の書籍、書簡類が残されています。その資料のほとんどは当時の市史編さん室で目録を作りました。新聞学関係、英学関係、朝日新聞社関係の文化人、石川啄木や夏目漱石などとの交流を示す書簡類が多く残されています。

16、17ページが施工当初の資料です。屋根などが施工当初とは変わっている部分がありますが、最初に引かれた図面、大工に払った手間賃などを控えた工事内訳書といったものが残っています。施工に係る資料まで残っているのは貴重ではないかと考えます。

19ページあたりは現在の植生ということで簡単に記してあります。楚人冠や楚人冠の子息が植込んだ樹木が多く残されています。花の多いもの、特に椿類が多く植込まれています。ただ、近年、孟宗竹が繁茂してきている状態です。他の植物を圧迫しているような様子が見受けられるので、今後これをどのようにしていくかが問題になると考えられます。

22、23ページあたりが母屋の様子です。屋根の直しが行われているのと、この図でいいますと右側の部分が新しく追加している部分になります。それ以外は基本的な部分は当時のまま残されていると考えています。

27ページに茶室があります。茶室は大正15年に建てられています。楚人冠の夫人が江戸千家でお茶の先生をされていたので地域の方に教えていて、楚人冠が亡くなった以降も使われていました。

30ページ辺りにあるのが「沢の家」と呼ばれている建物で、この中では一番古い建物です。大正10年ごろに造られ、当時は楚人冠の母親の隠居所として使われていました。庭の扇の要に当たるところで全体が見渡せる一番いい位置にあります。南側の縁側が広く造ってあり、縁側から外を眺める配慮がされていると考えられます。ただ、建物が古いということもあり、痛みが激しいです。南側の縁側にかかっている屋根は一部崩落しています。

33ページは物置です。昭和15年に建てられています。中にはほとんどものは残されていません。

現在、こちらについては、所有者から取得をするということで交渉をしています。まちづくり交付金という制度を利用し、市の持出しを少なくする方向で進めています。それに関しては所有者の税の減免措置のことがあり、広い面積の公共用地を取得するに当たって、なるべく所有者に有利なように進めたいという意向

もあり、緑地として都市計画決定すればその分減免が多くなるので、最大限使うために都市緑地として決定するという手続きを先に進めています。来年以降、建物部分、庭園部分をどのように活用していくかという大まかなプランニングを予算立てていきます。

梅村会長：

ありがとうございました。それでは、杉村楚人冠邸を指定候補に加えるかどうかについてご審議をお願いします。河東先生いかがでしょうか。

河東委員：

先日、現地を見せていただきました。大正期から昭和になりますか、杉村楚人冠という文化人が使用したという、歴史もあり、我孫子の当時の歴史に係る、嘉納治五郎や村川堅固という人たちが住んだということは、今よりもはるかに景観など住みやすい良い時代だったということの証拠になる規範のひとつだと思います。きちんと庭園と建物が残っている例というのはそうは多くありません。我孫子の特色になると思います。

建築で言いますと別荘建築としても当時の都市郊外の典型的な「郊外住宅」、一般的には「中流住宅」という言い方もするのですが、もう少し下って言うと「文化住宅」。先ほど和洋折衷と言われましたが、基本的には玄関脇に洋風の応接室を一間ないし二間付けてあとは居住の主体は和風というのが当時の中流住宅、特に大正頃から東京や大阪の郊外に建設会社を中心になって開発した都市郊外住宅です。これの典型です。

もともと中流住宅に洋間を付けるというのは、上流階級が洋館と和館を両方持つというのをステータスとしてきた時代があり、これが昭和初期まで続きます。大正時代になると上流階級の下の中流階級、今の中流よりはもう少し上ですが、当時はこの程度の住宅、百数十坪くらいで、一種の上流階級に近いステータスが洋館まではいかないけれど、玄関脇に洋間を付けて、応接間なり書斎などに利用したという典型と考えていいと思います。そういう意味で貴重な遺構だと思います。

ひとつ疑問なのは、杉村楚人冠本人が言われているということなのですが、私が見た限りでは「ライト式」の理由が見当たりません。楚人冠がライト式と言ったのが事実であればそれは良いと思うのですが、それ以外のところで現在から見てこの建物がライト式と言うのは言わないほうが安全だと思います。

確かにフロンク・ロイド・ライトが帝国ホテルを建てた後、大正末期から特に昭和初期にはいわゆるライト式あるいはライト風の住宅というのがライトの弟子や、影響を受けた人たちによって造られています。

(中略)

ガラス窓を矩形ではなくて五角形、六角形にしたり、室内室外に腰壁に大谷石を使ったものをライト式と言います。この建物の場合あまりそういった要素を見ることができません。現在、われわれから見てライト式とは言わないほうが良いと思います。当時楚人冠がライト式と言ったわけは理由を見出さなければいけないと思います。

設計書が残されているというのはかなり重要だと思います。特に16ページの主屋1はおそらく最初の設計図だと思います。主屋2が増築の部分だと思いますが、現状と違ってしますので、増築計画案といったところかだと思います。もし将来指定となった場合、こういった設計図書もつけたりとして保存したほうが良いと思います。

17ページの右側の見積書がありますが、これは沢の家の見積書ですね。ここには平面図も出ていますので、沢の家の復元の時にはこれを参考にすれば可能になると思います。この後着工して、竣工したと考えれば、沢の家の竣工時期もこれで確認できると思います。母屋だけでなく沢の家も保存ができれば良いと思います。いずれにしてもこれは十分に指定に値すると思います。

浅間委員：

一番後のところに豊富な湧水と動植物層があるとありますが、湧水の状況はどうでしょうか。豊富な動植物層があるとは考えられないので、ここは表現を変えたほうが良いと思います。

辻主査：

20ページの図の中ほどの「池」のところに水が溜まっています。右上の風呂と書いてあるところと、左上の竹林と書いてあるところの2箇所から水の流れ込みがあります。特に西側からは相当量の水が流れ込んでいます。生物については沢蟹がかなりいます。あと、鳥が特に多いかなという印象を受けます。周りが住宅街になって、樹木が多くあるのはここだけになっていることも関係しているかと思います。ただ、特段ここで特化しているものがあるとかということはありません。

浅間委員：

湧水はどこへ流れていっていますか。

辻主査：

湧水が多くなった場合は池がオーバーフローして下側にある暗渠化された用水路に流れ込んでいます。

西川委員：

この場合、どういう取扱いになりますか、建物だけか、庭園を含めた別荘地としてなのか、書簡類等も含めたものなのか。

辻主査：

位置づけとしては3点すべてが指定の対象になると考えています。

建物については河東先生がおっしゃっていた最初別荘からスタートして、大正から昭和にかけての建築物が周りにほとんど残っていない点と、建築に至る経緯がわかっている点。

自然景観については、楚人冠のエッセイの湖畔吟で当初、麦畑であったところに自分好みの木を植込んだりして人工的に作られています。庭園には楚人冠の思想が現れていると思います。

そして、邸内に残されている資料ということになります。企業人としてのものだけではなく、「湖畔吟社」という俳句結社を結成して、地域の人たちと交流しな

から文化に寄与したということもあって、そういった関係の資料も大量に残されているということなど、この3点を持って、十分に指定する価値のあるものだと考えています。

梅村会長：

候補に加えるということについては問題ないという感じがいたしますが、一括指定ということでしょうか。

西沢課長補佐：

資料類は一部未整理のものもあり、分けることになるかと思えます。

河東委員：

建物や庭園が当初とあまり変わっていないということが言えれば建造物の指定だけではなく名所指定ということも考えられます。建造物中心でも名所指定という事例は最近増えています。逆に建造物を指定しても建造物だけではなくて敷地も含めて指定するという形もあります。

西沢課長補佐：

私どもでは3点セットで指定候補という意識を持っています。杉村楚人冠邸は今買取の手続きを進めていますので、市が取得して活用する段階で指定できれば良いと考えています。

桑原委員：

建物が4棟ありますが、一番初めにできたのはどの建物ですか。

辻主査：

沢の家だといわれています。その次が母屋、次が茶室、最後が物置です。

桑原委員：

沢の家が楚人冠が最初に来たときの家でしょうか。

辻主査：

最初は7坪程度の小さなコテージを建てたと、湖畔吟には記されていますがその建物ではなさそうです。その後に建てられたと考えられます。定住後には母親の隠居所として使ったということです。

西沢課長補佐：

この沢の家は今、旧村川別荘に展示してある、バーナード・リーチデザインの椅子を作成した大工の佐藤鷹蔵が建てたといわれています。

桑原委員：

園地も住宅も合わせて指定ということになってきたならば、沢の家は崩壊状態ということですが、指定した場合、その後で復元も考えていますか。

辻主査：

今は申し上げなかったのですが、杉村邸の北側には都市計画道路が予定されていて、ちょうど沢の家がその範囲に入っています。都市計画道路の中に新たに建築物を造ったりするのは制約が出てきます。杉村さんご自身がここを建て直すということであれば問題は無いのですが、市という公が道路用地にある建物を建てなおすというのは、基本的な考え方からすればおかしなところがあるので、そこを整理するとなると、移築あるいは移設ということが考えられます。

河東委員：

建造物の指定ということだけで考えれば、建造物は移動してもその価値は変わりません。明治村は全国から移築してきたものも国の文化財になっています。名所として一緒に敷地も合わせると問題になりますが、建造物の指定であればどこに動かそうが問題にはなりません。ただ、この建物は敷地とセットでないと価値を持ち得ないので、沢の家だけ別の扱いをする必要があるかもしれません。

西沢課長補佐：

いずれ指定の時には諮問いたしますので、その際に審議をしていただくことになると思います。

河東委員：

母屋のほうも応接間の外回りは当初と変わっていますから、保存するなら元の状態に戻す必要があると思います。

浅間委員：

庭園についても植栽したものと実生のものがありますし、孟宗竹が繁茂してきている状態だとどの時点で復元するのかということも決めるときは検討する必要があると思います。

西沢課長補佐：

取得した時には活用の方法について検討の必要があると考えています。

梅村会長：

買収の手続きは進んでいるのですか。

西沢課長補佐：

今のところ当初の予定通り進んでいます。相手方に対して金額提示の第1段階に入っています。

梅村会長：

それでは杉村楚人冠邸を指定候補に追加して、指定の際の内容方法については充分検討するというところでよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

<事務報告>

梅村会長：

では、1号議案、2号議案については審議が終わりましたので、続いてその他の事務報告を、事務局のほうから説明をお願いします。

岡村主査長：

それでは事務報告を行います。

指定文化財事務の進捗状況についてです。竹内神社の祭礼については去年審議委員の先生方に実見していただいています。実際の指定についての交渉についてはこれから行っていきます。

次に布佐の相島新田の井上家の建物が今年の3月7日付で国の文化財登録原簿に登録されました。資料の3がその写しになります。母屋をはじめとして表門、裏門、塀などを含めて9件が登録されています。国の関係のものとしては我孫子

では初めてになります。こちらは井上家で相島芸術文化村として、これらの建物を活用しながら文化活動を行っています。

続きまして、手賀沼文化拠点整備計画です。今年の2月にこの整備計画を実施するための実行計画を策定しました。その計画書の写しが資料4になります。内容について担当から簡単にご説明いたします。

工藤主任：

以前、手賀沼文化拠点整備計画という形で、我孫子駅の南側から天王台駅までの範囲の文化財の他、緑とか歴史とかといったキーワードで史跡や散策路の整備を行って来訪者を増やして交流を促進しようという計画です。

その計画書が資料4の「手賀沼文化拠点実行計画」になります。整備計画で分けたウエルカムゲートゾーンや拠点ゾーンごとにコンセプトを定めて、そのコンセプトに則って整備を行うという構成です。それに沿って各個別事業が列記してあります。

(中略)

このような視点で残りの部分も整備活用を行っていくという計画です。これは国土交通省のまちづくり交付金を使い、ただ単に点として文化拠点を整備するのではなく、道で繋いでラインとする、あるいはエリア的に捉えた整備を行って面とするというような形で相乗効果が出せるような整備を行いたいと考えています。今年度が計画を全体的に持って行くという時期になります。今後、ご意見を承りながら進めてまいります。

岡村主査長：

続きまして、埋蔵文化財の調査報告です。前回ご報告してから約1年分になります。個別の説明は省略させていただきます。件数は12件になります。全体的な特徴としては、確認調査が多いのと、本調査でも広い面積のものはありませんでした。

このなかで1件解説しておきます。9番の高野山古墳群(高野山1号墳)とかいってあるものです。この古墳は昭和35年に東京大学が学術調査を行っています。その後、開発等で墳丘が失われていますが、新たに開発行為が発生したため再発掘を行いました。過去の開発の関係で、墳丘自体は失われていて、敷地の西側は削平されていましたが、東側の後円部の一部が残っていました。周溝と2箇所の主体部を確認することができました。

(中略)

梅村会長：

では、いろいろご審議ありがとうございました。これで本日の審議会を終了いたします。